

流山市長期優良住宅の認定に関する基準

(居住環境基準)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第6条第1項第3号の規定による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項に関する審査基準については、次の各号のとおりとする。

(1)申請に係る建築物が、次のアからウのいずれかに定める区域内にある場合、認定を行わないこととする。ただし、当該都市計画事業に適合するもの又は支障を及ぼすおそれがないものとして長期にわたる立地について許可を得ている場合を除く。

ア 都市計画法第4条第4項の規定による促進区域

イ 都市計画法第4条第6項の規定による都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項の規定による市街地開発事業の区域

(2)申請に係る建築物が、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画が定められた区域内にある場合、申請に係る建築物が当該地区計画に適合しない場合は認定を行わないこととする。

(災害配慮基準)

第2条 法第6条第1項第4号の規定による自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項に関する審査基準については、申請に係る建築物が、次の各号に定める区域内にある場合、認定を行わないこととする。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合を除く。

(1)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域

(2)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域

附 則

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。